

配分金の確定申告について

センター会員が、センターから受け取る配分金は所得税法上、『雑所得』（給与所得ではありませんので、注意して下さい。）として取り扱われます。したがって一定の場合には、会員自身が確定申告を行う必要があります。

65歳未満の会員	配分金収入 だけの会員	年間配分金の合計が103万円を超える場合
	他に年金収入がある会員	【年間配分金-特別経費(65万円)】 + 【公的年金等-公的年金等の控除額(注1)】 > 38万円【扶養家族あり(注2)】

* 所得者本人が年齢65歳以上で、かつ合計所得金額が1,000万円以下である場合に適用される
 老年者控除(50万円)が平成18年分の所得税から廃止されています。

(注1) 公的年金等の控除額

公的年金等の収入額		公的年金等の控除額
65歳未満の会員	昭17年1月2日以降生の者の場合 130万円未満	70万円
	130万円から410万円未満	年金収入×0.25+37.5万円
	410万円から770万円未満	年金収入×0.15+78.5万円
	770万円から	年金収入×0.05+155.5万円
	65歳以上の会員	昭17年1月2日以前生の者の場合 330万円未満
	330万円から410万円未満	年金収入×0.25+37.5万円
	410万円から770万円未満	年金収入×0.15+78.5万円
	770万円から	年金収入×0.05+155.5万円

(注2) 控除対象配偶者及び扶養親族の数

人数		基礎控除 38万円	配偶者・扶養控除額 に応じた控除額
なし	基礎控除 38万円		基礎控除額
1人		38万円	
2人		76万円	
3人		114万円	
4人		152万円	
5人		190万円	
6人		228万円	
7人以上		6人を超える1人につき38万円を 6人の場合の金額に加えた金額	

* 障害者等がいる場合の控除の加算額については、最寄りの税務署にお尋ね下さい。

* この表には、配偶者特別控除額は含まれていません。

- ◆ 配分金収入、公的年金収入以外の収入がある場合の所得控除額及びその他の控除額等については、最寄りの税務署にお尋ねください。
- ◆ 上記の表を参考のうえ、配分金支払証明書を持参し、確定申告されますようお願いいたします。